

件名	愛媛県陽電子放射断層撮影装置等整備基金条例
主管課	公営企業管理局県立病院課
根拠法令等	電源立地地域対策交付金交付規則
【改正の概要】	
<p>愛媛県陽電子放射断層撮影装置等整備基金条例を制定する。</p> <p>1 制定理由 県立中央病院の陽電子放射断層撮影装置等の整備財源に充当する予定の平成16年度電源立地地域対策交付金は、繰越が認められていないことから、基金に積み立てる必要があるため</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 基金の財源 平成16年度電源立地地域対策交付金</p> <p>(2) 積み立てる金額 4億5千万円（平成16年8月24日交付決定済）</p> <p>(3) 基金の用途 全額、県立中央病院に整備予定の陽電子放射断層撮影装置及びサイクロトロンシステムの購入費</p> <p>(4) 運用益金の取扱い 運用益は全額を基金に編入する。</p> <p>(5) 基金の終期 平成18年3月31日</p>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	
<p>陽電子放射断層撮影装置 核医学画像診断法の一つで、陽電子（ポジトロン）放出核種を利用する断層撮影法。主にがん検査に用いられるが、脳や心臓の血流障害、心筋の活性度測定等さまざまな検査に応用できるため、次世代の検査装置として期待されている。</p> <p>サイクロトロンシステム 粒子加速器のこと。陽電子放射断層撮影装置に用いる陽電子（ポジトロン）放出核種を生成するシステム。</p>	